

さくらの里短期入所生活介護施設 利用料金表

社会福祉法人 敬友会

(ユニット型個室)

R1.10

要介護1 (限度基準額 16,765単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	725	8	6	300	820	1,859	22	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	725	8	6	390	820	1,949					
第3	725	8	6	650	1,310	2,699					
第4	725	8	6	1,392	2,006	4,137					
要介護2 (限度基準額 19,705単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	792	8	6	300	820	1,926	24	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	792	8	6	390	820	2,016					
第3	792	8	6	650	1,310	2,766					
第4	792	8	6	1,392	2,006	4,204					
要介護3 (限度基準額 27,048単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	866	8	6	300	820	2,000	30	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	866	8	6	390	820	2,090					
第3	866	8	6	650	1,310	2,840					
第4	866	8	6	1,392	2,006	4,278					
要介護4 (限度基準額 30,938単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	933	8	6	300	820	2,067	30	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	933	8	6	390	820	2,157					
第3	933	8	6	650	1,310	2,907					
第4	933	8	6	1,392	2,006	4,345					
要介護5 (限度基準額 36,217単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	1,000	8	6	300	820	2,134	30	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	1,000	8	6	390	820	2,224					
第3	1,000	8	6	650	1,310	2,974					
第4	1,000	8	6	1,392	2,006	4,412					
要支援1 (限度基準額 5,032単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	545	-	6	300	820	1,671	9	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	545	-	6	390	820	1,761					
第3	545	-	6	650	1,310	2,511					
第4	545	-	6	1,392	2,006	3,949					
要支援2 (限度基準額 10,531単位)								送迎費	介護職員処遇改善加算 (I)	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	地域加算 7級地
段階	基本単位 (1割の方)	看護体制	※サ加算	食費	居住費	1日合計	利用限度				
第1	662	-	6	300	820	1,788	15	片道 184円 往復 368円	所定単位 ×8.3%	所定単位 ×2.3%	合計 単位数 ×10.17
第2	662	-	6	390	820	1,878					
第3	662	-	6	650	1,310	2,628					
第4	662	-	6	1,392	2,006	4,066					

※サ加算…サービス提供体制強化加算 (II)

※【基本単位・サ加算 (II)・処遇改善加算 (I)・特定処遇改善加算 (II)】については1割または2・3割

●介護保険負担限度額認定証 (段階負担) について●

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯 (世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。) 全員が市町村民税非課税である老齢年金受給者 	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 (夫婦で2,000万円)以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額 (※) + 合計所得金額が80万円以下 	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外 	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者 	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む